

○懲戒処分等の基準に関する達

昭和53年7月10日 航空自衛隊達第21号
航空幕僚長 空将 竹田五郎

改正 昭和61年2月10日 航空自衛隊達第5号
昭和62年3月16日 航空自衛隊達第13号
平成6年4月7日 航空自衛隊達第19号

平成22年8月10日 航空自衛隊達第29号
平成27年9月28日 航空自衛隊達第21号

懲戒処分等の基準に関する達を次のように定める。

懲戒処分等の基準に関する達

(趣旨及び適用)

第1条 この達は、航空自衛隊における懲戒処分、訓戒及び注意（以下「懲戒処分等」という。）の実施に関し、懲戒処分等の種別及び程度を決定するために必要な基準を定めるものとする。

2 自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「隊法」という。）第76条第1項、第78条第1項及び第81条第2項の規定に基づき出動を命ぜられたとき、並びに同法第77条及び第79条第1項の規定に基づき出動待機命令が発せられたときの基準については、別に定めるところによるほかこの達の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒権者等 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号。以下「訓令」という。）第46条第1項、第47条第1項、第50条、第73条第1項、第74条第1項及び第75条第1項の規定に基づき航空自衛隊において懲戒処分の権限を有する者（以下この号において「懲戒権者」という。）並びに訓戒等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第33号）第2条第1項の規定に基づき、懲戒権者の指示又は承認を受けた者をいう。
- (2) 重処分 免職、降任、6日以上、又は減給合算額が俸給月額3分の1を越える減給をいう。
- (3) 軽処分 5日以内の停職、減給合算額が俸給月額3分の1を越えない減給又は戒告をいう。
- (4) 加重 規律違反の態様（以下「違反態様」という。）の上限より、懲戒処分等の種別又はその程度を重くすることをいう。
- (5) 軽減 違反態様に応ずる処分下限より、懲戒書分等の種別又はその程度を軽くすることをいう。

(懲戒権者の責務)

第3条 懲戒権者等は、懲戒処分等を行うにあたっては、その本旨にかんがみ、

いたずらにこの基準を形式的、機械的に適用することなく、事実を明らかにして実体に即した検討を行い、違反者の内省自戒に留意し、かつ、個人の基本的人権を侵害しないように留意し、もって懲戒処分等の適正を期さなければならない。

(懲戒処分等の種別)

第4条 懲戒処分等の種別は、免職、降任、停職、減給、戒告のほか、訓戒及び注意とする。

(懲戒処分等の軽重)

第5条 懲戒処分等の種別の軽重は、前条記載の順序による。

2 降任については、2級下位の階級又は職務の級に下すもの、停職については当該停職処分の期間が長期のもの、減給については減給率が大きいものを重いとす。

(免職の適用の基準)

第6条 免職は、職務の遂行上特に重大な影響を及ぼす規律違反、特に悪質な刑事事犯に該当する規律違反等、自衛隊に対し著しい不利益を与える規律違反を行つた者に対して適用する。

(降任の適用の基準)

第7条 降任は、免職には該当しないが、これに次いで重大な規律違反で、かつ、違反者の当該階級等に著しくふさわしくない規律違反を行つた者に対して適用する。

(停職の適用の基準)

第8条 停職は、降任以上には該当しないが、重大な規律違反を行つた者に対して適用する。

(減給の適用の基準)

第9条 減給は、停職以上には該当しないが、比較的重大な規律違反を行つた者に対して適用する。

(戒告の適用の基準)

第10条 戒告は、減給以上には該当しないが、比較的軽微な規律違反を行つた者に対して適用する。

(訓戒の適用の基準)

第11条 訓戒は、懲戒処分を行うまでには至らない程度の軽微な規律違反を行つた者に対して適用する。

(注意の適用の基準)

第12条 注意は、訓戒を行うまでには至らないが、不問に付することが適当でない極めて軽微な規律違反を行つた者に対して適用する。

(違反態様に応ずる懲戒処分等の基準)

第13条 違反態様に応ずる懲戒処分等の基準は、別表のとおりとする。

(教唆者等の取扱い)

第14条 規律違反を教唆し、扇動し、又はほう助した者に対する懲戒処分等は、当該規律違反を行つた者に対する懲戒処分等に準じて行う。

2 集団による規律違反を教唆し、扇動し、又はほう助した者に対する懲戒処分等は、当該規律違反の主動者に対する懲戒処分等に準じて行う。

(懲戒処分等の加重等)

第 15 条 規律違反が次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分等を加重する。

- (1) 規律違反の動機、手段又は方法が極めて悪質な場合
- (2) 二人以上共謀して規律違反を行つた場合
- (3) 集団による規律違反を主動した場合

2 既往処分等が戒告以上については 1 年、訓戒については 6 か月の期間内において規律違反を重ねた場合は、懲戒処分等を加重することができる。

3 2 以上の規律違反（次項に該当する場合を除く。）を行つた者に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、その最も重い規律違反についての処分基準に他の規律違反についての処分基準を加味するものとし、単に全部を合算しない。

4 一つの行為が数種の規律違反に該当し、又は規律違反の手段若しくは結果が他の規律違反に該当する場合の懲戒処分等は、その最も重い規律違反についての処分基準を適用して行う。

(懲戒処分等の減免)

第 16 条 規律違反となるべき行為が、次の各号の一に該当する場合は懲戒処分等を行わない。

- (1) 天災地変等不可抗力に基づく場合
- (2) 正当防衛の場合
- (3) 緊急避難の場合で隊員としての義務に違反しない場合
- (4) 心神喪失の場合（本人の責に帰すべき理由がある場合を除く。）

2 違反者が次の各号の一に該当する場合は、情状をしやく量し懲戒処分等を軽減することができる。

- (1) 極めて困難な任務遂行中の場合
- (2) 過剰防衛の場合又は過剰避難の場合
- (3) 心神耗弱な場合（本人の責に帰すべき理由がある場合を除く。）
- (4) 平素の勤務態度が優良な場合
- (5) 自首した場合
- (6) 改しゆんの情が顕著である場合
- (7) 未遂の場合
- (8) その他軽減すべき相当の理由がある場合

3 次の各号に該当する者が、営内生活等の不慣れに起因する規律違反を行つた場合は、その者に対する懲戒処分等は、前項に定めるところによるほか、更に軽減することができる。

- (1) 2 等空士又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用され、6 か月を経過しない場合
- (2) 行政職俸給表(一)の 1 級及びこれに対応する訓令の別表に定める各俸給表の職務の級の事務官等として採用され、6 か月を経過しない場合
(別表に定めのない規律違反に対する懲戒処分等)

第 17 条 懲戒権者等は、別表に定めのない規律違反に対する懲戒処分等を行うにあたっては、次に掲げる事項を考慮して、自衛隊の規律の維持の見地から公正、かつ、相当と判断される懲戒処分等の種別及び程度を決定しなければならない。

- (1) 違反態様
- (2) 違反行為の原因、動機、状況及び結果等
- (3) 違反者の違反行為の前後の態度等
- (4) 違反者の既往処分歴
- (5) 違反者の社会的環境
- (6) 選択する懲戒処分等の種別及び程度の部内外に及ぼす影響等

附 則

- 1 この達は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 懲戒処分等の基準に関する達（昭和 35 年航空自衛隊達第 43 号）は、廃止する。
- 3 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。
附 則（昭和 61 年 2 月 10 日航空自衛隊達第 5 号抄）
 - 1 この達は、昭和 61 年 2 月 10 日から施行する。
 - 2 この達による改正後の各達の規定は、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。
附 則（昭和 62 年 3 月 16 日航空自衛隊達第 13 号）
 - 1 この達は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。
附 則（平成 6 年 4 月 7 日航空自衛隊達第 19 号）
 - 1 この達は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。
 - 2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。
附 則（平成 22 年 8 月 10 日航空自衛隊達第 29 号抄）
 - 1 この達は、平成 22 年 8 月 10 日から施行する。
 - 2 この達の施行前にした規律違反に対する懲戒処分等は、この達第 6 条の規定による改正後の懲戒処分等の基準に関する達第 16 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（平成 27 年 9 月 28 日航空自衛隊達第 21 号）
 - 1 この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
 - 2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。

別表（第13条、第17条関係）

1 職務に関する違反

違反態様		処分基準	適用基準等	
(1) 特別勤務上の違反	重大な場合	重処分 (減給を除く。)	<p>1 この処分基準は、特別勤務についている隊員が職務上の義務違反行為を行った場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の原因、動機、状況及び結果、特別勤務の種類、違反者の地位及び階級並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。</p> <p>3 「特別勤務」とは、当直勤務、警衛勤務、保安巡察勤務及び不寝番勤務等をいう。</p>	
	軽微な場合	軽処分		
(2) 上官等又は特別勤務者に対する反抗不服従等	傷	重大な場合	<p>1 この処分基準は、隊員が上官又は特別勤務者に対して、次に掲げる行為を行った場合に適用する。</p> <p>(1) 傷害</p> <p>(2) 暴行又は脅迫</p> <p>(3) 上官又は特別勤務者の命令指示等に対する反抗又は不服従</p> <p>(4) 暴言又は侮辱</p> <p>2 違反態様（暴行・脅迫を除く。）が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、傷害及び反抗不服従にあつてはその程度、暴言又は侮辱にあつてはその内容並びに関係者の地位及び階級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するもの</p>	
		害		軽微な場合
	暴行・脅迫			重処分 (減給を除く。)
	反抗・不服従	重大な場合		重処分 (減給を除く。)
軽微な場合		停職の 軽処分		

	暴言 ・ 侮辱	重大な場合	重 処 分 (減給を除く。)	とする。 3 上官以外の上位の階級を有する者に対して第1項に掲げる行為を行った場合は、この基準に準じて処分を行うことができる。 4 上官とは、指揮系統上上位にある者をいう。
(3) 職権乱用	重 大 な 場 合	重 処 分 (減給を除く。)	1 この処分基準は、隊員がその職務上の権限又は地位を違法に又は不当に利用して、次に掲げる行為を行った場合に適用する。 (1) 人をして義務のないことを行わせること。 (2) 人の権利を侵害すること。 (3) その他職務上の権限の範囲を著しく逸脱すること。 2 違反態様が「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の原因、動機及び状況、違反者の職務上の地位、階級等及び権限、被害の程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、権限行使又は地位利用の状況が悪質で違法性が強く、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、権限行使若しくは地位利用の状況が悪質で不当性が強い場合又は部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。	
	軽 微 な 場 合	停 職 の 分 軽 処		
	極めて軽微な場合	戒 告		

			(3) 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。
(4) 試験に関する不正	重大な場合	重 処 分 (減給を除く。)	<p>1 この処分基準は、受験者、試験官又はその補助者等である隊員が自衛隊で行う試験に関して、不正行為を行った場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の原因、動機、状況及び結果、試験の種類、違反者の地位及び階級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、採用試験若しくは選抜試験等人事管理上重大な影響を有する試験に関して不正行為を行った場合又はその他の試験に関する不正行為で部内外に重大な影響を及ぼした場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
	軽微な場合	軽 処 分	
	秘 密	重大な場合	<p>重 処 分 (減給を除く。)</p> <p>1 この処分基準は、隊員が秘密を漏えいし、又は秘密保全義務違反を行った場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、秘密の保護又は保全（以下「保全」という。）の必要度、秘密保全のために要求される注意義務の</p>

(5) 秘密保全に関する違反	漏えい	軽微な場合	軽 処 分	<p>程度、違反者の地位及び階級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 秘密漏えいにおける「重大な場合」とは、保全の必要度の高い秘密を漏らし、又は亡失した場合で、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいい、「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。</p> <p>(2) 秘密保全義務違反における「重大な場合」とは、保全の必要度の高い秘密に対する保全義務に違反した場合をいい、「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。</p> <p>3 秘密とは、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 29 年法律第 166 号）第 1 条第 3 項に規定する防衛秘密及び秘密保全に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する秘密、並びに職務上知ることのできた秘密をいう。</p> <p>4 「秘密保全義務違反」とは、防衛秘密の保護に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 51 号）に定める防衛秘密の保護のための必要な措置及び秘密保全に関する訓令に定める秘密の保全のための必要な措置に違反することをいう。</p>
	秘密保全義務違反	重大な場合	戒 告	
		軽微な場合	訓 戒 又 は 注 意	

(6) 私的制裁	重大な場合		重 処 分 (減給を除く。)	<p>にある隊員の違法又は不当な行為を理由として、当該隊員に違法又は不当に精神的又は肉体的苦痛を与える行為を行った場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の原因、動機及び状況等、被制裁者の違法又は不当な行為の有無、及びその内容等、制裁者及び被制裁者の地位、階級及び権限、被制裁者の被害の程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、被制裁者に違法又は不当な行為がなく、かつ、被害の程度が大きい場合等、部内外に及ぼす影響等が大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
	軽微な場合		軽 処 分	
(7) 公務上過失傷害致死	致	重大な場合	停 職 の 重 処 分	<p>1 この処分基準は、隊員がその公務の遂行上過失により人を傷害し、又は死亡させた場合（他の違反態様に該当する場合を除く。）に適用する。</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、公務の遂行上必要な注意義務違反の程度、被害の程度及び部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。</p>
		軽微な場合	軽 処 分	

	傷	重大な場合	軽 処 分	(1) 「重大な場合」とは、公務の遂行上必要な注意義務を著しく怠った場合で、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。
	害	軽微な場合	戒 告 以 下	
(8) 職務上の注意義務違反 (職務怠慢を含む。)	通常なすべき義務を著しく怠った場合	極めて重大な場合	免 又 は 降 任	1 この処分基準は、隊員が職務を怠り、又は隊員が職務遂行上要求される注意義務を欠いたため職務を不適正に処理した場合（他の違反態様に該当する場合を除く。）に適用する。 2 違反態様が「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の原因、動機及び状況等、職務の種類及び内容等、違反者の地位及び階級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。 (1) 「極めて重大な場合」とは、職務の遂行上特に重大な影響を及ぼし、かつ、部内外に及ぼす影響が特に大きい場合をいう。 (2) 「重大な場合」とは、職務の遂行上重大な影響を及ぼす場合又は部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (3) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。
		重大な場合	停 職 の 重 処 分	
		軽微な場合	停 職 の 軽 処 分	
	通常なすべき義務を怠った場合	極めて重大な場合	停 職 の 重 処 分	
		重大な場合	停 職 の 軽 処 分	
		軽微な場合	減 給 の 軽 処 分	
	通常なすべき義務を一応なしたが不十分な場合	極めて重大な場合	停 職 の 軽 処 分	
		重大な場合	減 給 の 軽 処 分	
		軽微な場合	戒 告 以 下	

(9) 政治的 行為の制 限等の違 反	重 大 な 場 合	重 処 分 (減給を除 く。)	<p>1 この処分基準は、隊員が次の各号に掲げる規定に違反した場合に適用する。</p> <p>(1) 隊法第 61 条 (政治的行為の制限)</p> <p>(2) 隊法第 64 条 (団体の結成等の禁止)</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の内容及び結果、違反者の地位及び階級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、違反行為の内容が悪質であり、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
	軽 微 な 場 合	軽 処 分	
(10) 私企業 への関与 制限等の 違反	重 大 な 場 合	重 処 分 (減給を除 く。)	<p>1 この処分基準は、隊員が次の各号に掲げる規定に違反した場合に適用する。</p> <p>(1) 隊法第 60 条第 2 項 (国又は地方公共団体への兼職)</p> <p>(2) 隊法第 60 条第 3 項 (自己の職務以外で国又は地方公共団体へ兼職した場合の給与の不支給)</p> <p>(3) 隊法第 62 条第 1 項 (私企業からの隔離)</p> <p>(4) 隊法第 63 条 (他の職又は事業の関与制限)</p> <p>(5) 隊法第 65 条の 2 第 1 項 (他の隊員についての依頼等の規制)</p> <p>(6) 隊法第 65 条の 3 第 1 項</p>

	軽微な場合	軽処分	<p>(在職中の求職の規制)</p> <p>(7) 隊法第 65 条の 4 第 10 項 (再就職者による依頼等の規制)</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の内容及び結果、違反者の地位及び階級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、違反行為の内容が悪質であり、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
(11) 正当な理由のない欠勤	20 日以上	免職	<p>1 この処分基準は、隊員が正当な理由がなく欠勤した場合に適用する。</p> <p>2 「正当な理由のない欠勤」とは、正当な理由がなく勤務場所につかないこと、又は正当な理由がなく勤務場所を離れることをいう。</p>
	6 日以上 19 日以内	停職の重処分	
	1 日以上 5 日以内	停職の軽処分又は 1 月 1 / 15 以上 2 月 1 / 6 以下の減給	
	1 日未満	減給 1 月 1 / 15 以下	
			<p>1 この処分基準は、指定場所に居住する義務を有する隊員が許可なく基地等から外出した場合に適用する。</p> <p>なお、この処分基準は、部外診療委託病院に入院を命ぜ</p>

<p>(12) 不正外出等</p>	<p>軽 処 分</p>	<p>られている隊員が不正外出等の行為を行つた場合にもこれを準用する。</p> <p>2 「不正外出等」とは、正規の出入口以外から基地等に出入する行為又は正規の方法（外出証等の不正使用を含む。）によらないで基地等から外出する行為をいう。</p> <p>3 基地等とは、航空自衛隊の部隊又は機関が所在する施設（教育訓練等の場合に設営される野営地及び宿営地を含む。）をいう。</p>									
<p>(13) 帰（着）隊時限遅延</p>	<p>減給 1 月 1 / 15 以下</p>	<p>この処分基準は、指定場所に居住する義務を有する隊員が許可を受けて外出し、又は休暇等により指定の場所を離れた場合において正当な理由がなく、指定の時刻に遅れて帰隊した場合（正当な理由のない欠勤に該当する場合を除く。）に適用する。</p> <p>なお、この処分基準は隊員が正当な理由がなく、入校赴任等の異動完了時刻に遅れた場合にもこれを準用する。</p>									
<p>(14) 身分証明書又は警務手帳の改変等</p>	<p>改 変 等 不 正 使 用</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="560 1447 754 1581">警務手帳</td> <td data-bbox="754 1447 954 1581">16 日以上の 停 職</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1581 754 1715">身分証明書</td> <td data-bbox="754 1581 954 1715">6 日 以 上 15 日 以 下 の 停 職</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1715 754 1850">警務手帳</td> <td data-bbox="754 1715 954 1850">6 日 以 上 15 日 以 下 の 停 職</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1850 754 2000">身分証明書</td> <td data-bbox="754 1850 954 2000">2 月 1 / 6 以 下 の 減 給</td> </tr> </table>	警務手帳	16 日以上の 停 職	身分証明書	6 日 以 上 15 日 以 下 の 停 職	警務手帳	6 日 以 上 15 日 以 下 の 停 職	身分証明書	2 月 1 / 6 以 下 の 減 給	<p>この処分基準は、隊員が次に掲げる行為を行つた場合に適用する。</p> <p>1 身分証明書及び警務手帳の改変又は偽造</p> <p>2 自己の身分証明書及び警務手帳の貸与又は他人の身分証明書及び警務手帳の不正使用（不正外出等における身分証明書の不正使用を除く。）</p> <p>3 身分証明書及び警務手帳の亡失</p>
警務手帳	16 日以上の 停 職										
身分証明書	6 日 以 上 15 日 以 下 の 停 職										
警務手帳	6 日 以 上 15 日 以 下 の 停 職										
身分証明書	2 月 1 / 6 以 下 の 減 給										

	亡	警務手帳	戒告	
	失	身分証明書	訓戒又は注意	
(15) 服装違反	階級章の乱用		軽処分 (戒告を除く。)	この処分基準は、隊員が服装違反した場合に適用する。
	その他の服装違反		戒告以下	

2 物件の取扱いに関する違反

違反態様			処分基準	適用基準等
(1) 武器の損壊等	遺棄・隠匿	重大な場合	免職	<p>1 この処分基準は、隊員が自衛隊の保有する武器を遺棄し、隠匿し、亡失し、又は損壊した場合に適用する。</p> <p>2 「武器」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具及び装置等をいう。</p> <p>3 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、武器の種類、亡失及び損壊にあつては注意義務違反の程度、損壊にあつてはその程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。</p> <p>4 不法領得の意志で隠匿した場合は、公金又は官物の不法領得の違反態様の処分基準を適用するものとする。</p> <p>5 「損壊」とは、武器を物理的に破壊し、又はその武器の効用を損なうことをいう。</p>
		軽微な場合	16日以上の停職	
	亡	重大な場合	重処分 (減給を除く。)	
		軽微な場合	減給の軽処分	
	損	重大な場合	重処分 (減給を除く。)	
		軽微な場合	軽処分以下	
壊	軽微な場合	軽処分以下		

(2) 自衛隊 物件の損 壊等	遺棄 ・ 隠匿	重大な場合	重 処 分 (減給を除く。)	1 この処分基準は、隊員が自衛隊の保有する物件を遺棄し、隠匿し、亡失し、又は損壊した場合（他の違反態様に該当する場合を除く。）に適用する。 2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、物件の種類、亡失及び損壊にあつては注意義務違反の程度、損壊にあつてはその程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。 3 不法領得の意志で隠匿した場合は、公金又は官物の不法領得の違反態様の処分基準を適用するものとする。 4 「損壊」とは、物件を物理的に破壊し、又はその物件の効用を損なうことをいう。
		軽微な場合	停 職 の 軽 処 分	
	亡	重大な場合	停 職 の 重 処 分	
		軽微な場合	軽処分以下 (停職を除く。)	
	損 壊	重大な場合	重 処 分	
		軽微な場合	軽処分以下 (停職を除く。)	
(3) 公務上 過失に基 づく自衛 隊物件以 外の物件 の損壊	重 大 な 場 合		軽 処 分 (停職を除く。)	
	軽 微 な 場 合		訓 戒 又 は 注 意	
(4) 自衛隊 車両等の 運行に関 する違反	極めて重大な場合		停 職 16 日 以 上	
			15 日以下の	

重大な場合	停 職	<p>場合」、「重大な場合」、「比較的 重大な場合」又は「軽微な 場合」のいずれに該当するか は、違反行為の内容及び結 果、違反者の地位及び階級等 並びに部内外に及ぼす影響等 を考慮して判断するものとし るが、一応の基準は次のとお りである。</p> <p>(1) 「極めて重大な場合」</p> <p>ア ひき逃げの場合</p> <p>イ 無免許運転の場合</p> <p>ウ 飲酒運転の場合（身体 に保有するアルコールの 量のいかんにかかわらず、 酒気を帯びている状 態で車両等を運転するこ とをいう。）</p> <p>エ 無許可運転又はあて逃 げの結果、死傷又は物損 を伴う場合</p> <p>オ 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等 においては 40 km/h 以 上）の速度違反の結果、 死亡又は重傷を伴う場合</p> <p>(2) 「重大な場合」</p> <p>ア 無免許運転の場合</p> <p>イ あて逃げの場合</p> <p>ウ 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速 自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未 満）の速度違反の結果、 死亡又は重傷を伴う場合</p> <p>エ 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等 においては 40 km/h 以 上）の速度違反の結果、 軽傷又は物損を伴う場合</p>
比較的 重大な場合	軽 処 分 (停職を除 く。)	
軽 微 な 場 合	訓 戒 又 は 注 意	

			<p>(3) 「比較的重大な場合」</p> <p>ア 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反の結果、軽傷又は物損を伴う場合</p> <p>イ 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反の場合</p> <p>(4) 「軽微な場合」</p> <p>ア 不在放置</p> <p>イ 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反の場合</p> <p>3 「最高速度」とは、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においては、その速度、その他の道路においては政令で定める最高速度をいう。</p> <p>4 「軽傷」とは、全治 30 日未満、「重傷」とは全治 30 日以上をいう。</p>
<p>(5) 自衛隊航空機の運航に関する違反</p>	<p>重大な場合</p>	<p>重処分 (減給を除く。)</p>	<p>1 この処分基準は、隊員が自衛隊の使用する航空機の運航にあたって、法令又は職務上の義務に違反した場合に適用する。</p>
	<p>軽微な場合</p>	<p>軽処分以下</p>	<p>2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の内容及び結果並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。</p>

(6) 失火	重大な場合	重 処 分 (減給を除く。)	<p>1 この処分基準は、隊員が火を失して国が所有し、又は借用している施設その他物件を焼損した場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」、「比較的重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、失火の原因及び状況並びに損害及び公共に及ぼす危険の程度等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、損害額が大きい場合で、かつ、公共に及ぼす危険の程度の大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「比較的重大な場合」とは、損害額が大きい場合又は公共に及ぼす危険の程度が大きい場合をいう。</p> <p>(3) 「軽微な場合」とは、「比較的重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
	比較的重大な場合	停 職 の 処 分 軽 処 分	
	軽微な場合	軽 処 分 (停職を除く。)	

3 金品の取扱いに関する違反

違 反 態 様	処 分 基 準	適 用 基 準 等
重大な場合	免 職	<p>1 この処分基準は、隊員が収賄又はその他寄付金強要等の行為を行つた場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれに該当するかは、わいろ等の内容、職務上の不正の程度、違反者の地位及び階級並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の</p>

(1) 収賄等	軽微な場合	停職の 重処分	<p>基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>ア わいろを受け取り、要求し、又は約束して、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつた場合</p> <p>イ 職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関してわいろを受け取り、要求し、又は約束した場合</p> <p>ウ わいろを受け取り、要求し、又は約束した場合で、そのわいろが現金又は情交の場合</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、わいろを受け取り、要求し、又は約束した場合で、そのわいろが軽度の供応又は小額の贈与物の場合をいう。</p> <p>(3) 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。</p>
	極めて軽微な場合	軽処分	
(2) 業務上横領	重大な場合	免職	<p>1 この処分基準は、隊員が業務上自己の占有する他人の財物を不法に領得した場合（他の違反態様に該当する場合を除く。）に適用する。</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の動機及び状況、損害の程度、違反者の地位及び階級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。</p>
	軽微な場合	停職の 軽処分	
			1 この処分基準は、隊員が次

(3) 公金又は官物の不法領得	重大な場合	免職	<p>に掲げる行為を行つた場合（他の違反態様に該当する場合を除く。）に適用する。</p> <p>(1) 公金又は官物の窃取 (2) 公金又は官物の詐取 (3) 公金又は官物の横領 (4) 公金又は官物の一時借用</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれに該当するかは、公金にあつてはその額、官物にあつてはその種類及び経済的価値の多寡並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。ただし、公金又は官物の一時借用でその額又は経済的価値が特に少ない場合は、「極めて軽微な場合」とする。</p>
	軽微な場合	停職の処分	
	極めて軽微な場合	軽処分	
(4) 調達経理取扱違反	重大な場合	免職	<p>1 この処分基準は、職務上調達経理に係る隊員がその職務に関して詐欺若しくは背任を行つた場合、又はその職務上要求される注意義務を怠つた場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の内容、損害の程度、違反者の地位及び階級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、詐欺又は背任の場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、職務上の注意義務を著しく怠つたため、国に対し重大な</p>
	軽微な場合	停職の処分	

	極めて軽微な場合	軽 処 分	損害を与えた場合をいう。 (3) 「極めて重大な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。
--	----------	-------	---

4 私的行為に関する違反

違 反 態 様	処 分 基 準	適 用 基 準 等	
(1) 窃 盗 ・ 詐 欺 ・ 恐 かつ ・ 単 純 横 領 等	重 大 な 場 合	免 職	<p>1 この処分基準は、隊員が次に掲げる行為（以下「窃取等」という。）を行つた場合に適用する。</p> <p>(1) 公金又は官物以外の財物（以下「財物」という。）の窃取</p> <p>(2) 財物の詐取</p> <p>(3) 財物のかつ取</p> <p>(4) 財物の単純横領</p> <p>(5) 財物の一時使用</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれに該当するかは、損害の有無及び程度、違反者の階級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、隊員としての品位を著しく傷つけ、又は自衛隊の威信を著しく失墜する場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」には至らないが窃取等の額が低い場合をいう。</p> <p>(3) 「極めて軽微な場合」とは、価額の極めて低い財物</p>
	軽 微 な 場 合	停 職 の 重 処 分	
	極 め て 軽 微 な 場 合	軽 処 分	

				の単純横領又は一時使用をいう。
(2) 傷 害 ・ 暴 行 ・ 脅 迫	傷 害	重大な場合	停 職 16 日 以 上	<p>1 この処分基準は、隊員が傷害、暴行又は脅迫の行為を行った場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれに該当するかは、傷害、暴行又は脅迫の程度及び手段並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 手段において悪質なものの、例えばナイフ、短刀等凶器を用いた場合は、免職を基準として処分を行うものとする。</p> <p>(2) けんかから生じた傷害で、入院入室を必要としない場合は、「極めて軽微な場合」とする。</p>
		軽微な場合	6 日 以 上 15 日 以 下 の 停 職	
		極 め て 軽 微 な 場 合	軽 処 分	
	暴 行 ・ 脅 迫	重大な場合	重 処 分 (減給を除く。)	
		軽微な場合	軽 処 分	
	(3) 過失傷 害致死	致 死	重大な場合	
軽微な場合			減 給 の 軽 処 分	
傷 害		重大な場合	軽 処 分 (停職を除く。)	
		軽微な場合	訓 戒 又 は 注 意	
		極めて重大な場合	停 職 16 日 以 上	<p>1 この処分基準は、隊員が自衛隊車両等以外の自動車又は原動機付き自転車で悪質な交通法規違反を行った場合に適</p>

(4) 私有車
両運転に
伴う悪質
な交通法
規違反

重 大 な 場 合	15 日以下の 停 職
比較的重大な場合	軽 処 分 (停職を除く。)
軽 微 な 場 合	訓 戒 又 は 注 意

用する。

2 違反態様が「極めて重大な場合」、「重大な場合」、「比較的
重大な場合」又は「軽微な場
合」のいずれに該当するかは、
違反行為の内容及び結果、損
害のてん補の状況並びに部内
外に及ぼす影響等を考慮して
判断するものとするが、一応
の基準は次のとおりである。

(1) 「極めて重大な場合」

ア ひき逃げの場合

イ 無免許運転又は飲酒運
転（身体に保有するアル
コールの量のいかんにか
かわらず、酒気を帯びて
いる状態で車両等を運転
することをいう。以下同
じ。）の結果、死亡又は
重傷を伴う場合

ウ 最高速度超過 30 km/h
以上（高速自動車国道等
においては 40 km/h 以
上）の速度違反の結果、
死亡又は重傷を伴う場合

エ あて逃げの結果、死傷
又は物損を伴う場合

(2) 「重大な場合」

ア 無免許運転の場合

イ 飲酒運転の場合

ウ 最高速度超過 15 km/h
以上 30 km/h 未満（高速
自動車国道等においては
20 km/h 以上 40 km/h 未
満）の速度違反の結果、
死亡又は重傷を伴う場合

エ 最高速度超過 30 km/h
以上（高速自動車国道等
においては 40 km/h 以
上）の速度違反の結果、

			<p>軽傷又は物損を伴う場合 オ あて逃げの場合 (3) 「比較的的重大な場合」 ア 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反の結果、軽傷又は物損を伴う場合 イ 最高速度超過 30 km/h 以上（高速自動車国道等においては 40 km/h 以上）の速度違反の場合 (4) 「軽微な場合」 最高速度超過 15 km/h 以上 30 km/h 未満（高速自動車国道等においては 20 km/h 以上 40 km/h 未満）の速度違反の場合 3 「最高速度」、「重傷」及び「軽傷」とは、自衛隊車両等の運行に関する違反に定めるところに同じとする。</p>
(5) 私行上の非行	重大な場合	重 処 分 (減給を除く。)	<p>1 この処分基準は、隊員が隊員としての品位を傷つける行為又は自衛隊の威信を失墜するような過度の飲酒、とばく又は破廉恥行為等を行った場合に適用する。 2 違反態様が「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは違反行為の種類及び結果、違反者の地位及び階級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、隊員としての品位を傷つける</p>

	軽微な場合	軽処分以下	<p>程度又は自衛隊の威信を失墜する程度の大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
--	-------	-------	--

5 指揮監督上の義務違反

違反態様		処分基準	適用基準等	
指揮監督上の義務違反	指揮監督者として通常なすべき義務を著しく怠った場合	極めて重大な場合	重処分 (減給を除く。)	
		重大な場合	停職の処分	
		軽微な場合	減給の処分	
	指揮監督者として通常なすべき義務を怠った場合	極めて重大な場合	停職の処分	<p>1 この処分基準は、指揮監督の立場にある隊員がその指揮監督の不行き届きのため、部下隊員の行った次に掲げる事故が発生した場合に適用する。</p> <p>(1) 汚職 (2) 金銭業務に関する不正 (3) 武器の損壊等 (4) 秘密漏えい (5) 火災 (6) その他重大な事故</p> <p>2 違反態様が「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、事故の内容及び部内外に及ぼす影響を考慮して判断するものとするが、一応の基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 「極めて重大な場合」とは、事故の内容及び隊務の遂行に極めて重大な影響を及ぼし、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「重大な場合」とは、事故の内容及び隊務の遂行に重大な影響を及ぼし、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい</p>
		重大な場合	減給の処分	
		軽微な場合	戒告	
		極めて重大な	減給の処分	

指揮監督者として通常なすべき義務を一応なしたが不十分な場合	場 合		い場合をいう。
	重大な場合	戒 告	(3) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。
	軽微な場合	訓 戒 又 は 注 意	3 この基準は、指揮監督上の直接責任者に対する処分基準を示したものであり、指揮監督上の間接責任者に対して処分の必要がある場合は、直接責任者に対する処分との均衡を考慮して行うものとする。